

議案第100号

世田谷区立区民会館の指定管理者の指定  
上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立区民会館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条  
の2第6項の規定に基づき、本案を提出する。

## 世田谷区立区民会館の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、世田谷区立区民会館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立世田谷区民会館別館	株式会社世田谷サービス公社	東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立北沢区民会館別館	株式会社世田谷サービス公社	東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立玉川区民会館別館	株式会社共立	東京都渋谷区代々木五丁目40番13号	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

